



# うえの事務所通信 VOL.44 R7.10.8

秋の風が心地よい季節になりました。館林では今月、麵-1 グランプリや超肉祭&Halloween など楽しいイベントがいくつか開催されます。私も時間を作ってイベントに参加したいなと思っておりますので、皆様もぜひ館林の秋のイベントに足を運んでみてください。



事務員 N・K



## サントリーHD 新浪氏辞任から学ぶ：役員退任・報酬をめぐる「法的な落とし穴」

先日、新浪剛史氏が、サントリーホールディングスの代表取締役会長の職を辞任しました。潔く会社を去るという決断は評価されるべきものですが、今回の辞任について気になった点を弁護士目線でお話いたします。



弁護士 上野俊夫

新浪氏は会長職にあると共に代表取締役でもありました。今回、新浪氏は会社から辞任を促され、これに従う形で退任したものです。これは、会社が退職勧奨を行い、問題社員が退職したケースと構造が似ています。

では、仮に新浪氏がこの退任勧奨に応じなかった場合、どうなっていたのでしょうか。この場合、サントリーは株主総会の特別決議によって、新浪氏を強制的に解任できます。

ただし、新浪氏としては、解任に正当な理由がない場合には、会社を相手取って裁判を起し、残りの任期分の報酬を請求できます。仮に任期が残り2年で、年俸が10億円だとすれば、サントリーに20億円を請求できることになります。これは、一般社員の不当解雇裁判と類似した構図です。

しかし今回のケースでは、新浪氏は、裁判をしたとしても、サントリーがサプリメント事業も扱っているという事情から、違法の疑いを持たれる成分を含むサプリメント製品を購入した自身の解任には正当な理由があるとされて敗訴する可能性が高いと判断したのでしょうか。そのため、素直に辞任するという判断は妥当であったといえます。素早い判断で去り方も美しかったと思います。

一方、経済同友会の代表幹事については、同会はサプリメントの問題とは直接関係がないため、辞任する必要はないとの見解もあり得ました。そもそも経済同友会の幹事は無報酬であり、新浪氏には続けるインセンティブがほぼないように感じます。彼自身も、意地として経済同友会まで辞任する必要があるのかという思いがあり、辞任表明までには若干時間がかかったのでしょうか。

しかし、理事会で意見が分かれていた為、最終的には「分断を招きかねない」という考えから潔く辞任されました。今回の新浪氏の辞任に関する一連の判断は秀逸であり、さすが一流のプロ経営者だと感じさせられます。

・・・ひとりごと・・・

少し前になりますが、夏休みを利用して大阪・関西万博に行ってきました。

とはいえ、とある舞台の観劇のために泊りがけで大阪に行ったついでにと突発的に思いついてのことでしたので、情報収集などは全然できていませんでした（一応パビリオンの予約にはチャレンジしてみたものの、気合が足りなかったのか全敗でした。）。

とりあえず大屋根リングは歩こう、と入場すると、まさかの「悪天候のため閉鎖中」の電光掲示が。どうも風が強かったようです。そんなことあるんだ……とちょっとしょんぼりしましたが、人がいない状態の大屋根リングを目にできる機会もあまりないだろうからかえってラッキーなのかも、と気を取り直して場内を散策しました。

幸い午後には天候が回復し、大屋根リングに上がれるようになりました。一周する気満々だったのですが、午前中の間はかなり歩いていたこともあり、半周ほど進んだところでギブアップ。体力不足を痛感しました。

あまり下調べもしないまま臨んだのですが、ずっとほしいと思っていた会場限定のミャクミャクのぬいぐるみを無事に購入できたこともあり、私としては大満足の日でした。



事務員 A・F

